

学校法人原田学園 行動計画

すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、改正女性活躍推進法に基づき、以下の行動計画を策定します。

1. 計画期間

令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日までの5年間

2. 達成しようとする目標に関連する項目

- ①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供
管理者に占める女性労働者の割合に関する取組みを行う。
- ②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備
男女別の育児休業取得率及び平均取得期間に関する取組みを行う。

3. 内 容

①管理者に占める女性労働者の割合に関する取組み

目標①：管理職に占める女性割合を30%以上にする。

<主な取組み内容>

- （令和3年4月～）1年単位の変形労働時間制・短時間勤務制度・テレワーク等による柔軟な働き方の実現
- （令和3年4月～）職員を対象とした仕事と家庭の両立を前提としたキャリア形成のための研修の検討・実施
- （令和3年10月～）職員を対象としたキャリアプラン調査（1回/年）を行い、その内容を踏まえ、個別面談を実施する。

②男女別の育児休業取得率及び平均取得期間に関する取組み

目標②：女性職員の取得率100%の維持及び男性の育児休業取得者1名以上にする。

<主な取組み内容>

- （令和3年4月～）育児・介護等における教職員のニーズの把握
- （令和3年10月～）男性の育児休業に関するロールモデルを形成する
- （令和3年10月～）職員を対象とした仕事と育児・介護等を含めた家庭の両立を前提とした働き方のための研修の検討・実施

以上